稽德編

六

280
7
1A-6

帝國圖書館藏

太閤記

惜德編巻之六

東照宮第六

明治十九年八月點査章

愛知県文化会館
昭 33.7.30 和
36255

A 280
ノ
14-6

太閤陣前行相市正秀頼の為子細なく皆き
様別 故太の長城へ引移り 神君乃ち味方と
成る所家別堺の津ふ取寄る岩山出兵係大坂迫
所と以て 迫ふ合を為き味方なり大坂
まりなきの沙汰より依て行相市へ加勢の後
より城を行相も岩山の為難見つくをして
叶はと思ひ手勢の内ゆ引分け摂津国

道を北へ行き海道に出る城一　後北条氏の岸へ
押寄り岸山を回道筋一　陸より城へ人数押寄
せ行相の人数此方へ任せ為さ上方へ張り
面へ早堀の津へ大坂より　の者共乗り乃風
関東へ出船有之　西筋より事有之　詳細を
陸に而大坂御陣の人数大坂より毎日上方へ
近辺の野伏城かゝし一揆を起し　こと出来
相の為主新発ふ而上方へ後を付く加勢
有之ゝ　大坂より上船一　城中へ入ゝ河内元
ふ

今度の御陣方を粉入ゝ　道を城を
速成二十部ゝ　城中へ入ゝ　家数沿面城名宮城
陸南新城陸　いま此切の者ふ人数を
沿一陸見ゝ　此城ふ入ゝ　城中一入ゝ
加勢を　城中へ入ゝ
返事ふ有之相の人数を此ふ呼ふ
ゝ　諸国の人と者ゝ　一揆
陸御陣ゝ　大坂御陣　沿ふ

伊丹西宮辺より伊丹の人数武庫を通り
兵庫へ出世間の一揆はなし居り候 城中の者共
の仕形前代未聞也 武家方大坂へ
内通の儀と存じ候 此方
神君へ武家方を雪さるゝ中上る人も
多く御座候 伊澤内記殿の後二条の御城へ
在り居り候 表の御内密儀を御存知 武家
家来体大坂より書 取申則内書 左之
さる 伊丹ふ居り候 表の方へ通ふ内書

大坂陣様と言上候 居り候の後 大坂迄
参り申 二条迄 内通の地名 大坂へ
参上 何時人数を差向け
候 様子 中形のごとく 国内に
御ふ伊丹の人数の
内 城外 取縮 行間 御内
者も相見え 一揆 部屋 城中
内 大坂 地 悪 内 大
坂 離れ 伊丹 見 風説

搦成候を取せん其上而る後ニ余人と替り森
方隨一の人ニて有しに大将の深謀有て事計
らく善政ハも有しと能れしも城中人数多く
ありて外ニハ仕置も可有之いへとも小勢乃内より
加勢力の備を作り城外へ御出有ハ時迫辺の落
来りて人数後をさき敵国ニ郷りて取懸けり
手段あるへしと武ニてハ内ニ居りし時は外ニ加
勢を以かく成とも浅くて其の余は先ニ上ハ出陣
なく落ちけれは歩卒勢を連て入定高一城を

取り給ひて其身一旦上へ乃不忠節なりし池田家ハ於
飛ニ取成ひて城中の者共相続を守り捕へ給
居相の者とも乃与ニ任せ申されけると言上仕けれハ
大将ニ御機嫌損し何ニ城にて鬼や角もなく
ありとも眼前ニ味方の討るゝを見て不構ける
義ハ家秘をなす中郷ハ武功有る心根ニ何程
子細あるへしと役人に申付に命せらるゝ
をも大将見よりて其の手ニて服者を聴て海殺
其後御側へ近より御小姓の様ニ有りける

御使を以仕られ候ハ、大坂の内豊臣家の内膳ゝ[illegible]れ
申さるゝ事を武家方ハ国も内豊臣家と思召候者
只今ハ[illegible]仕り候いつれ方ハ仕り候ハ、
[illegible]ハ関ヶ原一戦を関ヶ原[illegible]
関ヶ原ハ[illegible]早く帰ヶ[illegible]武州ハ[illegible]
[illegible]せて[illegible]上方ハ[illegible]大坂を
[illegible]内豊臣家を[illegible]
[illegible]内豊臣家[illegible]
[illegible]大坂の[illegible]大坂[illegible]

[illegible]ハ[illegible]若事ハ[illegible]叶ハ[illegible]
[illegible]先年長々の合戦の叶ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]計ハ[illegible]
[illegible]二年ハ[illegible]
して連て退ヶ[illegible]
[illegible]沙の[illegible]大坂の[illegible]
二[illegible]
[illegible]
一国の[illegible]大坂の[illegible]者の

子孫ニ至て代々の大猷も見ならひ身を備へ給
らい申すと見申す由附　家康公の前へ被召出
のこし蔵する事を元紀書記外に存んとせ
武蔵守ハ能人得ありと　上意也　君臣言行録下同

一　元和二年五月七日大坂夏の御陣赤髪刹の刻
大坂城中より煙の立ちけるを　太田ニ御覧之
上る茶臼山の御陣備より　上覧之遊ばさる御旗
本の被人を見まと見て　其や内縁を作り此
ゆるまてて　何事も快く此時ニ[小]お大隅守を召て

あまりんはつて　上意也　大隅守大坂の方を一目見て
近江御家臣ある御小内蔵に　御[挨]拶御旗持中より上る
近藤ニ仕合せ有る　兩ニ大元　不残落る御清
多分討取り　閑まされ　此者ニて元方事を
判して　其頼ニ御用候て　御吟味有り　大坂ニ而候
左候て　上意ニて一左様　御家老中へも大隅
守殿を被[仰出]　御感し遊されけるとや

一　大久保継右衛門三成ニ請り　申事に御意有と御尋
様ハ左り被成事を上意ありて　残

問答一　家康公一とかく別問答の白状武士の言
葉は強く言葉は白　家康やあらはれ男士言葉あ
ぶなく強く言葉は白　家康也強国の大名ふ
思ひなきとて強く言葉は白　家康也五下
の武将ふ暴強ふ言葉あるあは強く言葉は白
家康や強き強ふ一ツ一ツ大道の多多
成ること　家やそれふ思ひそれ道の勝利を
ひく事尤しとて

一
問答の内より言葉はなくて　土中ふ万国強

下総国佐倉の藩会我の領地にて自分の言
名はなる様なれども中上なる物にて佐倉へ参られ候者に
候の藩に小係氏家五十歳内外の子長氏改廿六
なるなり乃ち時の事なるべし　然れども事を吾
我の別なる四五歳の時なるべし方なき者なるものを
中なる者なるべし　言過けと　御なれども佐倉
色二月と見上げ中事も成なるべき様也なる後
の作なる　なれの作なるなる後なるべき一人
なるも家中にあり見は諸侯の風俗なるべし

諸侯なり言なるは言ふべかりと　上言なれども
何角と　佐倉　佐倉なるべし　此事なる佐倉延
乃内況れ年御細男　なる後　佐沙法なるべ
し　安後　帯刀　御侯なり

一　大坂御陣以後豫者　佐城なる　或様御側の藩
作なる者に　我なる事　なるべ　如く　天下我なる
安年なる事　若年の時なり　明なる　会我御様
なるべ　四五歳なる　安なるべ　なるべ事なる
形なるべ　文言也　然なる　只一石　乃要文を

聞えしハ常に忘れハ三別其濟に王城
せし昔より今天下一統に至るまで件の一句の
道理を用て當家乃御運を開きなり 猶右乃一
句といふハ聖経賢傳御記の中にあるを
ある綴乃句なるやと尋ねられ 一言道大なる者へ見えると
御答る 御家風の家中 常文ことある家中ハ
まことに家中何事にても 何能とかと申すと
いふも まことに何にも 書に記して 何れも有れと
然相右家中様 書乃御 存しあらぬと申 上る

上意唯今何もなき中 一句ハ定て 四書五経に於ける
ある聖賢の語にて 勿論道徳乃要文なるへし
然るにハ 我ニハ文字にて 相続の事 假とすべき
言葉なし 我にハ覚えなきハ 仇を報ずる恩
をも忘れず 言句を忘れず 常に心に
忘るれハ 大かみも 出来すも 用ゆる事のみ多し されハ
秘蔵の要文なれとも 今日直に 相傳まで
御意ハ 述られ なれ
右の御手の 指ハ中なかし 四ハなかしくぞ 申あり

御年寄りせられ物ごと穏かにして延(ひ)かね
ひとを救済に御慈悲なされ常々貧しき百姓の中
より病気もの有らばかへり見んせて鬼や角とて
是非とも一寸得をも明らか年寄る者へ聞けるを
御年若き時より 御律の度毎に金銭を好る
時若き者の[illegible][採節]まで 御下知なさるとゆへ
之を事るに成之をもつてよりも 作られ御拳を
以て難の前にもの[illegible]にも付
御持の節よりも無漏と御縁[illegible]

御廉潔なさせられても 就いては以ませさまに肉に文
御律あらせられ 有難く 無きまゝに相勤成文は
破り候者甚だ御痛なさせられしとも 平に付ても
御免之なされさる 故何の如くの 御持つ事に
成せられてありと 語りをれて 喜び富候ほど常に
とありし 大慈悲の 御律ありて 御一生の守り小
の御存知に成りてはり 四十八歳とかや
一 御目見ならぬ御座を時ある事より 義郎事ては江
戸御城下にて 庭に入りし人を 御旗本の壮士

とも辻切いたし候故日暮候ては往還留り諸人
難儀に存じ候由専ら聞えされ格別御座候て
上意に江戸の町法聞えるべし候ては以前に存候
物騒になり候ひかしこまり候通何卒めでたきれて
辻切止ミ事ある人者なりしに只今何分
存じ申さんと御尋候ば叶候事中上意は
何事も其者にいて止させて何悪党の
者や御様の御用にも言へ義者と極し
候て上げいつる御難気にて御人のござ中

され気の毒なる由御旗本中上意と其時
上意に御機嫌なる由已後は御まつ
いろいろ存所存せん由
存じても極殊思し召し呼寄せ申
候中上意へ早く其人呼寄し候ての
上意にて召出され多くにて御機嫌にて
事に存じて御機嫌に思召御指図なる
上意にて唯今召出され候事別儀に付
江戸において御旗本の若輩者とも夜々辻切に

出か駕御還の砌の事聞召し及ハせ御無事方に
思召候ほとに 第一人気も宜しく候やう 難有存
まいらせ候 御清き中上け度候 江戸ニても上方中へ
思召 上意の趣 申渡候ても宜しく 明日御出城
有之候て 御籏本 十六歳 以上乃男子 御目見え渡し
ござ候 かしこ さくらも 一まいらせ候 先達而段々申候
御頼み申まいらせ候 信加様守より乃御様も
御座候まゝ 別て 御籏本 御職の附御の
宜しく 上様へ 上り申候 上意にて 何かと御留

守にも生れ候へハ 御国の御ためを思召候ハヽ 宜しく存
候ハ勝の助けにや 急度申付可仕と存候まゝ
御付可遣とて 恐入まいらせ候 何事もおもしろき事 上
よりハ申参れ候 御年寄中へも 先ス 如何事にも
候如く第一 此度之上来 方の御ためとも 同しく
候よしまいらせ候 大久保左衛門へ申参らせ候 勝録ニハ候て
さ御守 武士 大切乃 御事 候まゝ 此度 合點まいらせ
宜しくよし 申参らせ候 かの御意遣申候 御上乃
思召ニハ 御国の為ひきしと 思召候て 武勇の者を

言葉ハ礼ハ勿論 敬ひあしき者ニも 江戸中を
徘徊し 辻町を騒敷旅宿 往来致し候中ニ而旅ニ罷出
候ハ此上旅人ニ一人たりとも 討留候ハヽ罷帰
聞ニ相違無之候 あしき者ニ思ひ候 夜ハ戸を
閉ち かけ込迚を 取集候ての 御すく候と思ひし
ハ此度右の儀ニ而容候ハヽ 此上ハ中々通し候ハヽ
何事も御用を見 罷出 大合せ候 討果候ハヽ一言申
この沙汰も無 長く居候 何ゆへ御座候 様の儀ニ
うつゝを 以申 さ候 逆意候 上意の段申候

逆意候 今宵より 若者共ニ而 付心思ひ寄せ候様
の何事も無之候ニ付 急度 討留の中へ 何事も御請
候ハ以後何事ニも 不相成 御請申 思ひ候何れも
存寄ハ沙汰ニ而 一統へ 向後申 聞せ候 満足一同
是迄御沙汰之中 上ニ而相通候 何事も 御請申上候
以来中上 返事申し候 手段より 切々成行 人之心
急外を割し 申候事 御無事 辻切止之 御静謐ニ而候
此趣 前々通り 相守 御請申上候 右之通り
右申上候

一 作法を遠き賢く遠きへ〜 [illegible] 孔門の学、
古へ近きを深く深賢の古法のことを国人や十嚴の
後学を [illegible] 理 [illegible] 後学を [illegible] 経学
の学を [illegible] 関ある [illegible] 学校上杉禅
秀 [illegible] 後文を [illegible] 学 [illegible] 学の [illegible]
斉舟事和の [illegible] の [illegible] 陸 [illegible] 学を
林道春 [illegible] 元の如く学校再興 [illegible]
一 [illegible] 学 [illegible] 続いて上洛の事 [illegible]
[illegible] 孔 [illegible] 作法 [illegible] 学校の人数を [illegible] 諸国

此條家の人数を [illegible] 日本国の武士数多
[illegible] 所の [illegible] 秀吉の武勇 [illegible] 長 [illegible]
[illegible] 上意 [illegible] 大坂の
将 [illegible] 桐家 [illegible] 海 [illegible] 小軍
[illegible] 我 [illegible] 逆 [illegible] 我 [illegible]
[illegible] 作 [illegible]
一 御 [illegible] 武家大将軍の [illegible] 帝王 [illegible] 商や王
法軍法 [illegible] 世家 [illegible] 天下国家 [illegible] 礼
の [illegible] 王法 [illegible] 王道 [illegible] 聖教の道 [illegible]

つゝみて我邦国の古義政を改めを九番の内ふ
まゝくて国家を動つれ物ゝ民の銀米を
たゝしめさるなを軍法を武将の業ゝて法ゐ
教を忘れ士風をりみなり

一

所當家関ヶ原所利運の後平定ふ永井右近
大夫を以て細川越前守家の紀法を問せ
ゝ物ゝ我又太閤ゝを以て将軍一家の事紀ゝを
掌させゝ徳川所代ゝの制法を問ゝ給ふ
なを他家の法を問ゝ給ふを別ゝ国制の

ゝふ定ゝ者ゝ加ゝ所忍ふ法ゝ ゝ 俗年貢
の所務ゝ世ゝ ゝ ゝ 物ゝの ゝ 物ゝ ゝ
世居ゝ家ゝ嚴ゝ 祇ふ軍別 所入国信ゝの ゝ
ゝを ゝれ軍別の 秘術ゝ ゝ有ふ
武四家ゝ ゝ物ゝ ゝ ゝ ゝ
矢剣ゝ ゝ ゝ ゝ 物ゝ ゝ
ゝ ゝ 軍別ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝふ信ゝ家ゝ ゝ ゝ 我藤ゝ ゝ
ゝ ゝ 侍ゝ義ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

盗賊敵なり品のいろいろ　當社の祈願を願ふ
軍に我利運を成べし　海く　雲も者なりと
時節を慎しめ　海を渡り申ふ　ふるまひも極人
つ見物軍に　軍中をもつて　つのるなり　按ぬ
ものふ文　家をへし　と　作出されもと　敵の治
將の言葉を　按ずるもの　の　ものをへ　感
まし　ぬ

一　後の五年の秋　作の　羅漢の　作をもつて　用
なき　所の　移をもつ　社　吹　用の　相　ものし　山

の内陣にて　開かれ　作者の　者と　為て　移も
を作り　方　用　中　所へ　に　移を　作を
を　海　を　を　ふ　を　見　所の　移を　門　を
作を　遠く　羅漢を　へ　者と　内　紀　息　年　者
作を　門　社の　時　武　願　ものふ　門　願　の　門　法
者に　今　和　我　者　御　を　家　ものと　以　上　ある　世
事を　開　社　井　長　紀を　を　作　者に　内　願　去
を　一　門　我　を　の　り　馬　を　早　めて　を　ある
内　家　へ　を　者　し　た　作　を　人　を　ものと　内　を　者

あり兵船中常法を改ため候而もなりかたき候は
事を許可なさり外聞に及ひ候は敗戦乃ゆへ（取）を
大将より御主君すゝめ見せ候大方の事なれと
かゝるや若殿家にて々事成り大将に家第の大
小武士御館出る一ちと外迄も取りに押寄せり
今にして御座船の向所は内海近郷近辺も
かくて人数なく取るなりとも由けりも敗戦御出陣
此上中上候て登頂動き静かならず申して間らず
江戸并に敗戦仕せしも候と存居候と

云かね候て為色御城代所の番人の外いうと
云ふ日に江戸表にて戦人御本家の中より依
之江戸にて江戸表にて事共ありて申の刻まて
一時の内にかゝれ依之人々事に遅延より
早々は言遅延いたす日なり弊国の将書及云は
の内には人数川より切りて出る掛人々御目見え申上け
者共を問合て上り者共とも御旗をかゝぬか
とも上申者共は何者なりか御味の事なれと歎き兄
以なく聞え候上御自ら候て休息候し上方

[illegible]

一

[illegible]

一

大学刑部少輔去年[illegible]

[illegible]

若尾城小原肥前守高家の存生迄ありて
小和田殿岡部孫兵衛の子ハ
大名乃人数をわけて指さる事も有まじ
此のみすり十章をもつて新参隠れて仕
出乃ありさまを聞くに元禄を減さて傳悪
隠りの者如長福牝人まみのるを面白の所
作をあるに意思の一を生ずれ少取諸侯
曰を一所を指る事度々なれども怪くせりて
實の名将の論を為て如何せて時分長遠不

つるとあるを勝利なん嘗へを国恵をうふ
ものハ四方の敵を心ゆく すべきも上品なる
為の外ハ過して負ることく 元を過ぎ国を
望ハ物利之 部を過て無ことく 之を為ハ
為ハ国家大将や

一

大和の国の高長郷と西国侯の御家老之
大敵公行中代移ることすり 高長郷国松殿と
中せりハ国松殿を陸奥所の御家老の御隠
ありも 御家老ハ御中ハ 所領法仕方

かくまでも岡崎殿を頼み存じ致し候御紙面の
趣も御本家の内に向かひて其御返答なさるべく候
経ずして先御城代御旗本衆へ御供に
御人数仕候ふには之まで先づ岡崎殿へ参り候ふ由
まかり成るべく候へば御孫様より無念御相続
まつ參られ申すべきの御事や竹千代様には御館の
儀で今さらに御幼稚にも御代官に御座候通
申され候然れども永井日向守よりは万事に
さぞあるべき竹千代様御伽に御出でなされ申す事まで相伺

殊の外喜び申され候諏訪日向守御伽の老者
日高申し候若君様の御座にかかる御幼
若輩ながら末の御沙汰も一同存じ候の御事に
申さるる時竹千代様御手に候一方の氏信
濃守様定めて可被召寄御為に
御組御城し相違なく御請申上げ罷相
御城より先に信濃守定めて相勤め西郷
致し候ふ入り候て早々夜中に御国へ参る時
日向守申し候ふ竹千代様上意ある御城へ

有之所信濃守聞も及ひ王座之事申出候を
日向守気色を変へ申れ 御手代様上意を
御聞なく自分の敵に申し小袖の様を着て候き
留め申候を 信濃守申分候 上意を以体
申す処之事や其後も 支配 此度立て候て帰しえ
入申候御領を改め 取り当て日向守を以て御代の見え
無之様にて 御返事 明日は 御城にて 同役
衆と相談し 追る 御請を申て 上にて申上して
元服翌年の事 左に御城之儀なし 夕方日向守

気も出し 有上座之 通り 信濃守謹て申上まさ
今日 御城にて 御前にて御尋 万民安堵の為
若君様 御床の内の御 御手を取って申 御判
一同にて 上意を 御用書に成 追て 可被 仰出との
上意也と 御請申付 日向守を召し 言上有り
是に 御誓詞書 御用書 有りて 申
御座の間 の事 御用 有之 や 世上不見 書付の 此付
無之 と申 給候 評議し 不向 其後 附 より
御願書 出て 大坂所様 御出 之 は 始まる

此事ハ例度ハ小田原ニテ内達ヲ
以テ申渡ス所ノ所ハ　将軍様ハ川
内殿ニテ内達ヲ以テ成御対顔ノ儀ニ
晩ノ後ハ大奥ニ入ラセラレ　内様ニテ言葉ヲ
以テ御礼ヲ御述ベ　内蔵様ハ
御対面ヲ以テ御礼ヲ述ベ　内蔵様ハ
西ノ御丸ヨリ御出ヲ以テ入ラセラレ大奥ヲ通リ
玄関　内蔵様ノ内対顔ノ儀　将軍様ハ
御休ミ内様ニテ上ノ間ニ御出ヲ以テ口上

ヨリ言ス　大御所様ハ　ミヤ国江戸ノ内例ノ
如キ　内用ヲ以テ御行ヲ式ノ相伴ニ成ラル
国ノ御伴ヲ元国ヨリ　言遣ヲ以テ御ヲ
ニテ江戸ノ長ハ　御ヲ言ハレ　天下ノ
ヲ以テ成ル　人ヲ以テ　ノ外　ヲ以テ　国郡ノ
ノ家ヲ　ヲ以テ　ヲ以テ　ヲ以テ　ヲ以テ
知ヲ乃　仕ノ　ノ外ハ　ノ国ノ
ヲ　御ヲ　将軍様ノ内方ヲ内様花

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

成の男を以て作事奉行に任ぜられ、今度その者に
別所一郎左衛門尉殿、陣屋を構へ、その所へ書
状を以て引越し、清水山城守の儀、別
所より通じ、新城作事奉行の儀、中村
別所一郎左衛門尉殿、引越しの事、
又は寺院方を南方に定めしかども、
相済み、表へ出張の面々、
陣屋へ諸番衆、諸奉行、その外出役人、惣別書
付をもつて申渡し、別所一郎左衛門尉殿、
一人宛を以て、出張通達、少分を掛け出張
申上、別所一郎左衛門尉殿、出張通達の所の
四方の出張番所の定番、中ゝ何程と、
日を延ばして、他の出張中ゝ仕合せ、
出張番所面々名別を以て、一二月より乃
番を、出張の所へ作事奉行、成程の儀
いたし、元番の作事奉行、出張地上役人、
故障

[illegible]

右[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の舟[illegible]

[illegible]の外[illegible]の[illegible]中[illegible]

方[illegible]

[illegible]

[illegible]中[illegible]の[illegible]

を初め四ヶ国の[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月廿四日の夜、家内の者弱き者を伴ひ、[illegible]
[illegible]
[illegible]

二三年の間に 松奥沙汰山者之支度西国江
向て行方なき 蒲生氏郷の使に 松奥の弟人
出て 国分者を 求て 一年人を捕 前田に五
十歳ばかりの 坊を一人 て 浮世を捨て
向 て 之方に 頼を 求 方 別 て 五郎
左衛門 何者 尋 の 武
坊 に 移 武別 の 城 成 田 氏 外 上 第 也
連 の 物 を 命 成 田 氏 外 上 第 也
を 浮 世 浪人 て 相 果 の 方 移 浪人 を

取 の 浪 せ の 仕 方 者 於 松奥 仲 間 人 を 殺
か き て 湯 を 持 て 入 を 殺 の 成 一 食 を
世 に を 逃 て 中 に 松奥 に 中 の 為 に
仕 や 移 せ に 中 に 松奥 仲 間 に 三 年 の 松
坊 に 通 て 日 浮 世 坊 に 中 に 方 連 鎖
師 の 子 の 家 に 中 に 中 に 一 白 仕 の 人 を 有
者 に を

相 家 や 中 に 者 の 如 縁 の 道
浮 世 に 仕 為 白 に 対 一 縁 を 中 に 義 ゆ し

向後の後い博奕の賭ハ交りを止め食物ハ
四年前ハ方へ[illegible]て[illegible]ハ世[illegible]
ハ中[illegible]ハ後方ハ方と[illegible]細後ハ四年
後世[illegible]

一

元禄元年代西ハ[illegible]上野門外の土橋を掘
石垣ハ作[illegible]の後ハ作[illegible]より石
[illegible]ハ大[illegible]ハ[illegible]
神[illegible]ハ向有ハ[illegible]井伊掃部頭[illegible]
前ハ[illegible]門前[illegible]上ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ石[illegible]ハ何間[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ上[illegible]ハ寸[illegible]
方[illegible]ハ石垣ハ[illegible]ハ間[illegible]
ハ[illegible]ハ上[illegible]ハ[illegible]
向ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
中ハ[illegible]ハ[illegible]ハ作[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
西ハ[illegible]ハ[illegible]ハ上[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

達しかの孫をも[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十第所[illegible]

第所[illegible]

[illegible]

一成人間四　神者ハ各番所[illegible]

[illegible]

[illegible]

の上件は書生を初め番頭に拾人
ばかりへ一生大辨財天様を頼み大切に
吸齋ゝ古吸ゝ迄出精年に大判小判を
出新番を以て却而多く出来ると外大抵
持方相続の向ゝ之通の出作法ゝ
以て諸国の出代番頭より出出世人四一番
多く有之候遠近の出来隆盛かを
の四ツ橋西の商家風俗と申も大方の出
勢ゝ多ゝ有之ゝ而西の役ゝ出新番百

俵取の役ゝ出ゝ迄の通ゝ出ゝ
出ゝ番の役ゝ新番ゝ
出ゝ役ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
方ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
大ゝの出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
三四年ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
吟ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の者共の[illegible]有[illegible]き後之最年
[illegible]者迄一同[illegible]右後の後迄
[illegible]右為[illegible]の沙汰の[illegible]
[illegible]上[illegible]此の外[illegible]
[illegible]大石の道中[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]右

[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]一の[illegible]書の[illegible]
[illegible]上[illegible]右の[illegible]
[illegible]の上[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天海僧正[illegible]例[illegible]異国[illegible]

[illegible]大悟明哲の人[illegible]

[illegible]拒[illegible]方後の事[illegible]

[illegible]今度[illegible]例[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]天海を初め[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日記に有るを見て才力ある者と云ふべし後の上
人なれども[illegible]事や　神君佛生涯乃内[illegible]仁
[illegible]三德を佛門に[illegible]佛法の[illegible]
の後に上代乃神も[illegible]
[illegible]
上代に[illegible]
[illegible]
[illegible]古人の詩に[illegible]
[illegible]
[illegible]一戒の後佛[illegible]氏の後に[illegible]

外祈大名[illegible]　神君の内[illegible]
[illegible]
神君を[illegible]鬼が非[illegible]
[illegible]武運長久[illegible]延命乃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

一国[illegible]

乃[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の番へ[illegible]収納の役[illegible]山縣方人[illegible]使を[illegible]山縣勢の[illegible]や[illegible]馬歩卒合せて六七百[illegible]ふ[illegible]一[illegible]大井川を渡り理[illegible]ふ　押[illegible]ふ[illegible]の[illegible]川[illegible]馬出[illegible]

[illegible]山縣の武者[illegible]と[illegible]敵対[illegible]

[illegible]川の城へ[illegible]馬を[illegible]人[illegible]馬[illegible]

[illegible]

如ハ称ス通ハ通ハ関ヲあけ引取ル世長ハ通ハ
諸の外者ハ幾度ハ通ハ通ハ同日信玄ハ市
和平の命ヲ受ル之ヲ家康ハ拒ミ信長ハ
高外乃ヲ和ヲ市ハ信玄ハ信長ハ和ヲ
市服ヲ信長ハ諸人積りの和ヲ外
神君ハ無川の城ヘ入ル也市例ハ信玄
信玄ハ能義人ヲ数多持ル中ニ山縣ハ
ヲ者ハ有リ唯者ハ有ル
上ヲ者ハ諸外市ヲ信長ハ長篠合戦の

御山縣ハ御当家市備先ハ
外ヲ世中間ハ諸の外市横ハ
ハ者ハ武田家滅亡の以後里別京ヲ
数多御家ヘ信ル者ヲ
山縣ハ同ハ後ハ初ハ井伊
市後ハ市能者の命ハ
後ハ山縣ハ武道形後ハ者ハ
ヲ者ハ市ハ信ハ者ハ
井縣ハ市道ハの時ハ

本乃ものなれて 御家を立ちたる者へ
御仕ふる間乃役定りて 御家へ立きれ
ぬ者の事を仕出すれ 山賊海賊を御ふせ
ぎ給へ

一
元和元年三月十日の比 江山異変 信州上田
御屋一揆 関東騒動 本多上野介自分
宅を焼 二条御門番者 御うろ
を取家来 御仕ふる 元徳公をまね
ぎ給ひ大変 御不例の時 御命令ふ

御ふる事を 御屋敷 御番士 百人の外
御供方 御足軽 御家中 御番所 御
門番 出入 御使 仕ふ 吐ふ 御
なるを 作る 汐御出 不破 出 御不例
御例 出 一人 元徳公 大小
名の人物を 御選 命 御
多 加賀 国 喜明 幸 国 列 大
大関 毒 時 選 四 大関乃
面 御 有 律 役 御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伊勢守を二位に叙せらるる内記を三位に叙
せらる又後二位に叙せらるる後く第四男勝
嗣の字後せらるる次男左馬介内書院書官
大後守元子内ら死四男左京亮内書官
左内記長内少輔長女〻一男紀馬介花親の妻
なり四月十五日蔵御の朝臣なり奉公上様の
をなく将軍を軍に内を為り又二国の
内を為り蔵紀の後武道の後世を忘れ世
を小将軍家〻下上方内近所をを後

神させ給ふ時小弟原内殿の勝を為り
内殿と為り殿上付き為り家来に為り
る武国殿内て殿も国を出神宮武の長を
為りを武陽に定め小弟霊事を出殿り
る事〻

一
神君秀忠殿と内一所に鷹狩に出給ふ時
秀忠自分内供なり海一国一国秀 神君
内近所内を為り つる神君内を為り
勝物なり 神君内近所内を待せ給ふを

少しも[illegible]事なく[illegible]又　弾正の
御膳を[illegible]て[illegible]も[illegible]
[illegible]　弾正[illegible]　[illegible]
弾正天[illegible]
有る[illegible]　[illegible]　少数軍[illegible]

一
天正十八年三月小田原陣の節秀吉卿[illegible]
御　弾正信雅遅[illegible]
[illegible]
信雅　弾正小田原御[illegible]の[illegible]

[illegible]義なり　御[illegible]の[illegible]秀吉御馬[illegible]
[illegible]太刀に[illegible]
遅[illegible]
信雅[illegible]
[illegible]　弾正[illegible]
[illegible]御陣初御[illegible]
[illegible]
[illegible]秀吉卿[illegible]則馬[illegible]
[illegible]の[illegible]　弾正の御
[illegible]

一大坂表御の儀、為御用紙、丹後、但馬、[illegible]
[illegible]十人、[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]